

「高速道路資産を活用した旅行商品の提携候補会社募集」にかかる応募要項

1. 募集概要

建設中又は開通している高速道路の見学を組み合わせたバスツアーを企画、販売、実施していただける提携候補の旅行会社を募集いたします。

2. 提携方法

バスツアーを実施していただける旅行会社を「提携候補会社」として予め登録させていただき、具体的なバスツアーの企画が生じた時点で提携候補会社の中から「提携会社」を選考の上、指名させていただきます。

当社は高速道路資産の見学、『速弁』、オリジナルグッズ等を組み合わせた「ユニット」を造成します。提携会社はそのユニットを買い取っていただき、ユニットの内容を組み込んだ旅行商品を企画、販売、実施していただきます。

3. 応募資格

応募時点で旅行業法施行規則第一条の二第一項の規定に定める第一種旅行業務又は同条の第二項に定める第二種旅行業務のいずれかについて旅行業法第三条の規定に定める登録がされており、同時点で同法第十八条の三の規定に基づく業務改善命令を受けていない法人であること

日本旅行業協会又は、全国旅行業協会のいずれかに加盟し、正会員であること

広く告知募集を行う告知手段を有すること（会報誌、新聞広告、新聞折込など）

自社の WEB 販売システムを有し、当社商用HP『高速日和』との連携が可能であること

4. 応募方法

次の必要事項を明記した書類を提出のうえ、ご応募ください。

登録申込書〔別添様式〕

会社概要（従業員数、店舗数がわかるもの）

前年または前年度の国内バスツアー取扱高

前年または前年度の告知実績（会報誌・新聞広告・新聞折込・店舗での配布チラシ・WEBサイトなどの告知方法やその数量をできるだけ具体的に記載：例 新聞に広告を年10回掲載、会員数 万人の会報誌 を年6回発行、計 箇所店舗で合計 枚をチラシ配布）

なお、提出していただいた書類は、返却いたしません。

5. 選考と登録

今回提出していただく書類を基に当社内にて厳正に審査・選考させていただき、提携候補会社として登録させていただきます。提携候補会社として登録させていただく可否の結果は、募集締め切り後20日間以内に当社から書面にて通知いたします。今回の登録の有効期間は登録の通知日から1年間とし、選考基準については公表いたしません。

6. 登録の失効

提携候補会社としての登録後に、3.に定める応募資格を満たさなくなった場合には、登録を抹消します。

7. 登録後の提携会社の指名

具体的なバスツアーの企画が生じた時点で、登録会社から旅行商品の企画案などを提示していただき、登録会社の中から提携する旅行会社を選考のうえ、指名させていただきます。

以 上